

令和8年4月

保護者の皆様へ

堺市立深阪小学校
堺市教育委員会

体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントの
相談窓口設置についてのお知らせ

本校では、子どもたち一人ひとりを大切にした教育活動を進めています。体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントは、子どもたちの身体と心を傷つける行為であり、いかなる場合でもあってはならないものです。

昨年度に引き続き、体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に向け、学校に体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントについての相談窓口を設置しています。また、堺市教育委員会では生徒指導課に相談窓口を開設しています。

体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントについて相談がある場合は相談窓口にご連絡ください。

- ※体罰：子どもへの指導において、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）を行うこと
- ※不適切な指導：子どもの人格や個人の尊厳を踏みにじるような行為や暴言といった、教育的配慮を欠く、子どもを深く傷つける行為のこと
- ※セクシュアル・ハラスメント：子どもに対して優位な立場にある者が、子どもを不快にさせる性的な言動を行うこと

【相談窓口】

《 学校 》
連絡先 072-237-3210

《 教育委員会 》
学校教育部生徒指導課

072-340-3478（月～金 午前9時～午後5時30分）